

# 介護保険だより

平成31年3月号

群馬県国民健康保険団体連合会

## GW前後の支払予定日、各帳票提供予定日等について

平成31年4月下旬から5月上旬にかけて大型連休（GW）となりますが、支払予定日、各帳票の提供予定日等は以下のとおりです。

内容	予定日
介護報酬の支払 （平成31年3月審査分）	平成31年4月26日（金）
返戻関係帳票等の発送 （平成31年4月審査分）	伝送：平成31年4月26日（金） 郵送：平成31年4月26日（金）
審査支払関係帳票等の発送 （平成31年4月審査分）	伝送：平成31年4月27日（土） 郵送：平成31年5月8日（水）
休日出勤日 ※電話によるお問い合わせも受け付けます。	平成31年5月6日（月） （8：30～17：15）

## エラーコード「12PA」による返戻について

「請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表」の備考欄に「12PA」のエラーコードが表示されて返戻になった請求明細書は要介護状態区分の変更申請中のために返戻となった請求明細書です。対応方法等は以下のとおりです。

### 1 変更申請中の介護給付費の請求について

要介護状態区分の変更申請した結果、要介護度が変更になった場合、申請した日まで遡って新しい要介護度が適用されます。

例えば、要介護2の受給者が3月15日に要介護度を変更申請し、4月15日に要介護4に変更する決定が出た場合、変更後の要介護度は申請した日まで遡って適用されるため、3月15日から要介護4となります。

したがって、変更申請中は結果が出るまで介護給付費は請求できません。

## 2 請求明細書等の返戻について

変更申請中に介護給付費が請求された場合、返戻コード「12PA」、内容「市町村の認定変更が未決定」で返戻になります。「請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表」に以下のように表示されます。

請求明細書・給付管理票返戻(保留)一覧表

事業所(保険者)番号	9970000000	平成31年 3月 審査分				平成31年 4月 日			
事業所(保険者)名	〇〇介護事業所					1頁			
群馬県国民健康保険団体連合会									
保険者(事業所)番号 保険者(事業所)名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 カイト 知ウ	請	H30.2	15		4,500	B	証記載保険者番号：市町村の認定変更が未決定	12PA
990000 △△市	0000000001 カイト 知ウ	請	H30.2	15		4,500	B	被保険者番号：市町村の認定変更が未決定	12PA

- \* 「12PA」は、一人につき2行表示されます。
- \* 給付管理票についても「12PA」よる返戻が発生することがあります。
- \* 「12PA」による返戻は、要介護度によって請求内容に変化がないサービス（訪問介護、居宅療養管理指導等）にも発生します。また、変更申請前のサービスにかかる請求に対しても発生します。

## 3 対応方法

変更申請中は、決定されるまで請求せず、決定された月の翌月にご請求ください。

<例> 1月20日に変更申請し、3月5日に結果が通知された場合  
→ 4月にご請求ください。

変更申請	結果の通知	明細書の提出月（審査月）	審査結果
1月20日	3月5日	2月	返戻（12PA）
		3月	返戻（12PA）
		4月	支払（他にエラーが無ければ）

（注）3月5日に変更申請結果が通知され、3月の請求期限（3月10日）に間に合い請求したとしても、保険者（市町村）から国保連合会へ受給者情報を反映させるまでにある程度の時間が掛かるため、3月に請求しても「12PA」で返戻になります。

### 問い合わせ先



群馬県国民健康保険団体連合会（介護保険課介護保険係）  
〒371-0846 群馬県前橋市元総社町335番地の8 群馬県市町村会館2階  
TEL 027-290-1319（直通） FAX 027-255-5077  
受付時間 8：30～17：15（12：00～13：00を除く）  
ホームページ <http://gunmakokuho.or.jp>

★群馬県以外の事業所様については、所在都道府県の国保連合会にお問い合わせをお願いします。



国保連合会